

今後の図書館のあり方について（素案）

1 市図書館の構成及び機能

仙台市図書館は、1 中央館（市民図書館。青葉区の地区館も兼ねる）・4 地区館（青葉区以外の各区）・2 分館（広瀬、榴岡）の7 館体制であり、広瀬（平成 20 年度）、榴岡（平成 24 年度）、若林（平成 27 年度）の各図書館に指定管理者制度を導入（以下「指定管理館」という。）している。

現在の構成及び機能は、下表のとおり。

		業務 及び 各種施策	図書館基本業務
直営館	中央館	<u>総括業務（中央館）</u> ① 図書館事務事業の総合調整 ② 図書館システム等の管理運用 ③ 7 館を通じた各種会議、職員研修の開催 ④ 学校連携事業の総括 ⑤ 図書館サービスの研究・試行の統括、図書館振興計画の進捗管理 ⑥ 指定管理に係る業務（指定管理者の選定、指導、資料選定等）	図書館資料の貸出・予約・返却等カウンター業務、レファレンス、おはなし会や講座の開催、学校連携事業、各種アウトリーチ事業等
	地区館	<u>各種施策（直営館）</u> ① 行政教員が中心となり学校連携事業を推進（市民、泉） ② 電子図書館に係る業務（市民） ③ 震災文庫に係る業務（市民） ④ 子供図書室の運営（泉） ⑤ 移動図書館に係る業務（市民、泉） ⑥ 分室運営（泉、太白） ⑦ サービススポット運営（太白） ※カッコ内は業務を担当する館を示しており、施策は全市で展開。	
指定管理館	分館	<u>各種施策（指定管理館）</u> ① 民間のノウハウを生かした事業の実施 ② サービススポット運営（若林）※令和 5 年 6 月より予定	

なお、令和 4 年 3 月策定の「仙台市役所経営プラン 2022-2026」及び「仙台市図書館振興計画 2022」では、

- ① 指定管理者制度の新たな導入検討
 - ② 市民図書館の中央館としてのあり方検討
- を掲げている。

2 直営館と指定管理館の相違点と課題

(1) 相違点

- 市民図書館を含む直営館は、本市教育委員会の組織であり、学校教育との連携や庁内他部局との調整を行う教育行政機能を有する。
- 指定管理者制度を導入した図書館では、事業者の経験・ノウハウなど民間活力を生かした図書館運営を行う。

(2) 課題

図書館が人生 100 年時代の生涯学習の基盤施設として、各年代の様々な学びのニーズに対応しつつ、「図書館振興計画 2022」で掲げる施策を推進していくためには、中央館としての市民図書館、直営館、指定管理館がそれぞれの長所を發揮することが必要であるが、体制面で次のような課題がある。

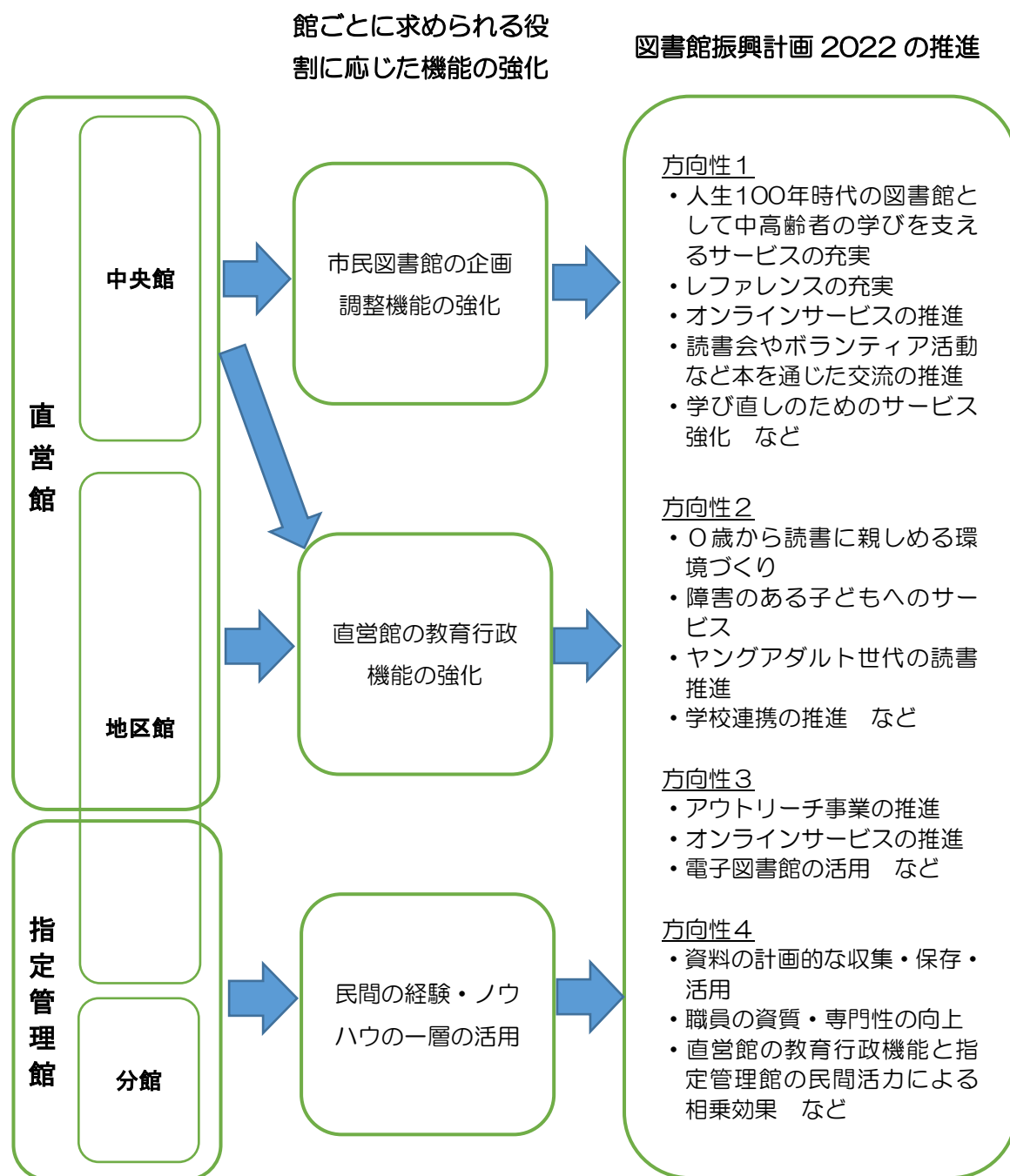
- a** 中央館である市民図書館においては、図書館サービス全体を取りまとめて向上させていく推進力が求められるが、7 館全体に係る会議や研修の開催、予算等の取りまとめ、指定管理者制度に係る業務、1 地区館としてのカウンター業務や継続事業の実施等に追われがちである。今後は、中央館としての企画調整機能を一層發揮することが必要である。
- b** 直営 4 館中、市民図書館・泉図書館に行政教員が配置され、特に学校連携による子どもの読書活動を推進しており、今後、一層の連携を進めながら、効果的に子どもの読書活動を推進していく必要がある。
- c** 直営館においては、カウンター業務や継続事業の実施にとどまらず、専門性と行政経験を活かして他部署と連携した企画提案を積極的に行い、計画に掲げる取組を市民図書館とともに先導的に進めることが重要である。
- d** 指定管理者制度の導入により、指定管理者の選定業務や、公共図書館としてのサービスを担保するための選書や運営管理状況の確認、全館での会議や研修の開催など、市民図書館の業務が増大している一方、他の直営館においてはこうした業務に触れる機会が乏しく、指定管理館を牽引する職員の意識を醸成する仕組みが求められる。
- e** 指定管理館においては、事業者が他都市の図書館で実践した事例の本市での展開など、新たな事業がスピード感をもって推進されており、学び直しなど需要が高まる分野のサービスへの民間活力の更なる發揮が求められる。

なお、図書館に指定管理制度を導入していることに起因する利用者からの利便性・サービス面等での苦情は、本市においては見受けられていないところである。

3 今後の方向性

指定管理制度のさらなる活用と中央館としての市民図書館のあり方についての検討にあたっては、図書館全体として「図書館振興計画 2022」で掲げるめざす図書館像「地域、市民に役立ち、共に成長を続ける図書館」を実現し、計画で掲げる施策を力強く推進していく体制とすることが重要であり、以下のような方向性を持ちつつ検討する。

図書館サービスの更なる推進



【参考：令和4年度の図書館協議会での協議状況】

○第30期第6回図書館協議会（令和4年5月13日開催）

「仙台市図書館振興計画2022」に記載の「図書館資源の適正配分について」、会長より、議論の材料となる資料を次回準備するよう事務局に提案。

○第30期第7回図書館協議会（令和4年7月13日開催）

「図書館資源の適正配分について」

- ・「仙台市図書館振興計画2022」の目標、管理指標に照らした各館の実績
- ・市民図書館の中央館としての業務、7館全体を通じた会議・研修会の開催状況

○第30期第8回図書館協議会（令和4年11月24日開催）

- ・指定管理制度導入館の令和3年度管理運営状況について
- ・政令指定都市における指定管理制度導入の状況について

○第31期第1回図書館協議会（令和5年2月3日開催）

「仙台市役所経営プラン2022-2026」及び「仙台市図書館振興計画2022」において、指定管理者制度の新たな導入と市民図書館の中央館としてのあり方について検討することを記載していることを事務局より改めて説明。

協議会において、直営館と指定管理館の違いを明確に示すことや、数値的な経営論ではなく、図書館全体の機能面から検討を行うべきといった意見があげられ、次回、事務局より素案を示し検討することとなった。

【今後のスケジュール（案）】

第31期第2回 (令和5年5月16日)	今後の図書館のあり方について(素案)
第31期第3回 (令和5年8月上旬)	第2回の意見を受けての修正・詳細案
第31期第4回 (例年は11月)	第3回の意見を受けての修正・詳細案
第31期第5回 (例年は1月)	議論のとりまとめ

- 「指定管理制度の活用による効果の検証と新たな導入について検討」
- 「制度を適切に運営するため、市民図書館の中央館としてのあり方を検討」

につき、「市役所経営プラン2022-2026」の計画期間である令和8年度までに検討結果を図書館のあり方に反映することを目指し検討を進める。